

# 憲法九条の会

ニュース

第3号

07年3月 発行

連絡先 林(丘2丁目)

☎956-0596

# 政府が今国会で 実現させようとしている 国民投票法案とはこんなもの

## なぜ、安倍内閣は国民投票法案の成立を急ぐのでしょうか

安倍内閣は、年明け早々から、改憲手続きのための国民投票法案を今国会で成立させたいと繰り返し述べています。最近、衆院憲法調査特別委員会が流会したこと、憲法記念日の5月3日までにはこだわらないと言いつつ、今国会成立に執着していることには変わりません。国の根幹に関わる重要な法案について、具体的日程まで示して急ぐようしているのはなぜでしょうか？

## 九条を変えて日本を海外で戦争のできる国に

政府は、当初、憲法改正のための手続きを整えるために国民投票法をつくるのだと言っていました。しかし、安倍首相は就任以来、繰り返し任期内の改憲実現を言明しています。そして、「時代に合わなくなった」として九条をかえること（軍隊をつくり海外で戦争のできる国にする）を今年の参議院選挙の争点にする主張をしています。いまや、改憲のために国民投票法をつくることをねらっていることは明らかです。

## 改憲のため国民投票のハードルを低く

今政府が作ろうとしている国民投票法案はどんなものなのでしょうか。日本国憲法は、一時の支配者の都合のよいように憲法を作り変えることを難しくするために、改憲の手続きのハードルを高くしています。それを、与党案では、「国民の過半数」を「投票者の有効投票の過半数」として、改憲賛成に投票した数が最も少なくてもよいようにハードルを低くしています。

また、改憲の広告や宣伝は多数を占める政党や資金を持つ団体に有利になっています。一方、反対運動は厳しく罰せられます。こんな改憲派に都合のよい法律を許してよいのでしょうか。

## 今国会成立に執着する意味は

安倍氏の任期は、自民党総裁としての最長の任期が2期6年なので、二〇一二年が期限となります。その間に改憲しようとするれば、まず、手続き法である国民投票法案を成立させなければなりません。

現在、自公民の合意では、改憲のための国民投票法は成立から3年後に施行されることになっています。これで行くと今国会で成立させれば、二〇一〇年以降国民投票が実施可能になります。安倍内閣のもとで改憲しようとするれば、今国会が待ったなしの段階なのです。

# 与党・民主党の国民投票法案のカラクリ

## 過半数でいいだけ？

日本国憲法では、憲法改正の手続きを厳しく定めています。国会が国民に改正を提案するためには衆参両議院とも総議員の3分の2以上の賛成を必要としています。その上で国民投票では国民の過半数の賛成が必要だとされています。このことから判断すれば、「有権者の過半数」の賛成がなければ改正はできないと考えるのが普通です。ところが与党案では有効投票（投票総数から無効の投票を引いた分の過半数の賛成でよいことになっているのです。民主党案では投票総数の過半数の賛成でよいとしています。

## 投票率が40%なら、わずか18%の賛成で成立

投票率が仮に40%だったとしても、そのうち無効が10%あったとします。

与党案だと(40-4)×2分の1=18、つまり、全有権者の18%の賛成で成立させることができます。民主党案でも20%の賛成で成立ということになります。

こんな少ない賛成で改正できてよいのでしょうか？

## 国会発議から投票まで何日？

憲法は国の根本となる大事なことです。それを改正しようとするのですから、主権者である国民みんなにその内容を十分に理解してもらわなければなりません。そのためには、憲法改正の発議を行ってから国民投票までそれなりの期間が必要です。日本弁護士連合会の意見書では、「最低1年以上」、東大法学部教授長谷部恭男氏は「少なくとも2年以上」と提案されています。

## 最短ならわずか60日で投票に、そんなこといいの？

なのに、与党・民主党ともに、発議から投票まで、わずか60日から180日しか考えていません。こんな少ない日数で、憲法改正について国民が十分に検討し、是非を判断し投票できるのでしょうか。



## 改憲運動に自由がない!

国の根本の決まりである憲法を決めるための投票ですから、投票者である国民にはできる限りの情報が提供されなければなりません。そのためには、賛成、反対両論が大いに議論される必要があります。にもかかわらず、与党案には、国民投票運動を禁止する決まりがあります。憲法を守ることを宣誓して採用されている公務員と教育者に対し、「地位利用による国民投票運動を禁止」しています。

## 先生が「反対」を言ったら、禁錮か罰金が...

全国に132万人いる教育者の中で違反したとみなされた時は、「1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金」が科せられるのです。これは、みせしめで改憲反対運動を「萎縮」させるものでしかありません。

こんな姑息な手段を使って改憲して、すばらしい憲法がつくれるでしょうか。



## 多数派に全く有利な広告・宣伝

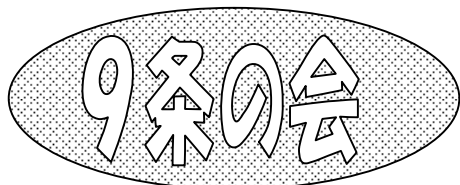
国会が国民に憲法改正について議論を行えば、改正賛成派も反対派もテレビ・ラジオ・新聞などを使って広告や宣伝を行うこととなります。国民に賛成・反対の違いを広く理解してもらうためには、賛成派・反対派の広告・宣伝の機会を平等に保障することが必要です。ところが、与党案・民主党案共に多数派を有利に扱うことになっています。

①ラジオ・テレビ・新聞にタダで広告が出せるのは衆参議員のいる政党だけ。

②ラジオ・テレビをタダで利用できる時間数や、タダで新聞に意見広告できる紙面の広さや回数、各政党所属の「議員数」で決めるとしています。今の国会の議員数の割合でいけば、賛成派が9に対して反対派は1という扱いになってしまいます。

## 金さえあれば広告・宣伝はいくらでもできる

③投票日直前の1週間を除き、有料の意見広告報道はまったく自由としています。テレビのスポット広告は30秒間で500万円、新聞一面広告は3000万円です。強力なスポンサーがついているところはいくらでも広告・宣伝できるしくみになっています。こんな偏ったやりかたを許してよいでしょうか。



# 全国で6000を超す

今年2月1日、9条の会は全国に6020の9条の会ができたことを発表しました。この1年で2000の会が新たにつくられたこととなります。地方によっては、「憲法9条を変えるな」の署名を地域の住民の過半数集めたところもでてきています。参議院選挙が近づく中で各種マスコミが行っている世論調査では、改憲を争点にすべきだと答える人はごくわずかですが、しかし、国民の多くは、戦争に道を開く改憲には反対だと考えていることがわかります。

## 羽曳野市内でもほぼ全域にできる

羽曳野市内でも、現在、ほぼ全域にあたる高鷲・恵我之荘・羽曳が丘・古市西・古市東・西浦羽曳山の6つの地域に9条の会ができ、それぞれに活動をすすめています。

### 羽曳が丘憲法9条の会 第3回のつどい

- 5月13日(日)
- 午後2時~4時30分
- 羽曳が丘第2(西)集会所
- 内容

#### 第1部 コーラス

#### 第2部 戦争を考える(案)

結成してちょうど丸1年になります。与党は改憲を急いでいます。しかし、国民の多くは「戦争なんてゴメンだ」と考えている方が多いと思います。今回は、地域に住む方々から「戦争はその時代の人々にとってどんなものだったのか」を体験を通して語っていただこうと考えています。ご発言を希望される方は事務局までご連絡いただければ嬉しいです。



井上ひさしさんや大江健三郎さん、三木睦子(元総理大臣夫人)さんなど9の方が、戦争だけは絶対に繰り返してはならないという思いから、「今の憲法を世界にかがやかせよう」と2004年6月、アピールを出しました。その後、各界、各層、全国各地からこのアピールに賛同する人たちが、それぞれに組織をつくり活動を始めました。これが9条の会です。



したがって、この会は、特定の考えや政党に偏ったものではありません。ただ、日本が憲法を作り変え、再び戦争をできる国にしないことを目指しています。